

岩手県告示第30号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
財団法人総合花巻病院	花巻市花城町4番28号	平成26年1月11日
西和賀町国民健康保険沢内病院	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割68番地	〃
石川病院	奥州市水沢区南町8番10号	〃
岩手県立高田病院	陸前高田市気仙町字中堰34番地	平成26年1月13日